

安城市監査公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

第1 監査の種類

定例監査

第2 監査の対象

教育振興部所管の小学校及び中学校のうち、桜井小学校、作野小学校、二本木小学校、桜林小学校、今池小学校、梨の里小学校、桜井中学校及び篠目中学校

第3 監査の期間

令和7年1月10日から3月19日まで

第4 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、教育委員会から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査するとともに、各学校に出向いて学校関係職員から説明を聴取し、施設の管理状況の現地調査を実施した。

第5 監査の方針

令和6年12月末日までの令和6年度の配分予算の執行、現金の出納管理、備品の管理保管及び施設の維持管理が良好に行われているかについて監査した。

第6 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は「おおむね適正に処理されている」と認められた。